

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（822））

2. 日 時：平成30年3月30日 13時30分～15時30分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

津金主任安全審査官、照井安全審査官、堀野技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他6名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 副長

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、3月27日提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、耐震性に関する説明書について、説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【動的機能維持の詳細評価について】

- 機能維持確認済加速度 A_t について、本文中で定義を記載すること。
- 「第1図 検討が必要な設備の抽出フロー」について、「構造等がJ E A Gに定める適用範囲か」の分岐は「動的機能の要求があるか」の分岐の直下に来るのではないか。抽出フローの内容を再検討して整理して提示すること。また、「本検討における対象外」、「新たな検討」及び「詳細解析」は抽出フローの主旨を踏まえた記載に修正して提示すること。
- 「第1表 新たな検討又は詳細検討が必要な設備の抽出結果」のうちJ E A G 4 6 0 1 適用範囲及び A_t 確認において「×」とした設備について、その根拠とその後の検討内容が明快になるように整理して提示すること。
- ギヤ式ポンプ構造概要図について、吸込、吐出、断面方向等情報を補完し整理して提示すること。また、スクリー式ポンプ及びギヤ式ポンプについて水の流れが分かるよう記載するとともに、ポンプの構造作動原理等の説明を追加して提示すること。
- 新たな検討が必要な設備における動的機能維持の検討方針について、申請者がJ E A Gの趣旨に沿って地震時異常要因分析を実施していることを整理して提示すること。
- 動的機能維持のための新たな検討又は詳細検討が必要な設備の抽出のうち、検討対象設備から除外する設備について、除外理由を明確にした上で整理して提示すること。

- 動的機能維持の詳細評価のうち「1.はじめに」において、耐震設計に係る工認審査ガイドの動的機能維持の内容を引用し、動的機能維持の検討方針を整理して提示すること。
- 動的機能維持評価について、新たな検討が必要な設備及び詳細な検討が必要な設備それぞれにおける動的機能維持の目的が明確になるように記載を整理して提示すること。
- 残留熱除去系海水系ポンプ等の動的機能維持評価及び残留熱除去系海水系ポンプ用電動機等の動的機能維持評価について、解析モデルや条件等、動的機能維持評価に関する詳細を整理して提示すること。
- 残留熱除去系海水系ポンプ等の動的機能維持評価の評価結果について。水平方向の確認済加速度はJ E A Gの値であることを記載すること。
- 残留熱除去系海水系ポンプの電動機台取付ボルトについて、評価における扱いを整理して提示すること。
- 別紙-2「表 4(2) 評価基準値の設定」のうち⑤軸受の評価基準値（許容荷重）について、J E A Gに従って解析結果を4.3倍としているか確認して提示すること。
- 別紙-2「表 5(1) 残留熱除去系海水系ポンプ 評価結果」のうち応力の算定方法について、水平方向及び鉛直方向の応力の扱いを明確にした上で整理して提示すること。また、応力分類にある軸受のそれぞれの位置を整理して提示すること。
- 別紙-3「1.はじめに」のうち、「なお、確認済み加速度の設定では、(中略)、動的機能維持評価上重要な部分の耐震健全性を確認する。」について、確認済み加速度の設定していないのではないか。確認して記載を適正化すること。
- 別紙-3「表 5(1) 残留熱除去系海水系ポンプ用電動機 評価結果」のうち⑥軸受の荷重について、鉛直方向の荷重を考慮しているか整理して提示すること。
- 許可申請に係る審査会合における指摘事項について、対応方針を提示するとともに本資料にその内容を反映させ提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし